

## 公立保育園民営化の取組状況について

市では、今後の保育施策の方向性及び公と保育園の果たすべき役割を整理し、矢川保育園の民営化を含む国立市保育整備計画（素案）（以下「計画（素案）」という。）を、平成 29 年 2 月 27 日に公表しました。

その後、平成 29 年 3 月 15 日に開催された平成 29 年国立市議会第 1 回定例会福祉保険委員会において、計画（素案）の内容について報告しました。同定例会には、公立保育園保護者会連絡会代表から「国立市公立保育園民営化に対する保護者要望に関する陳情」が提出され、採決の結果は不採択でした。

しかしながら、市では、その審議過程においていただいた意見や陳情の趣旨を斟酌し、民営化に対する保護者の不安の解消に、より一層取り組みながら、民営化を進めていくこととしました。3 月下旬から保護者懇談会、市民の意見を聞く会など様々な機会を通じて、民営化の当事者である矢川保育園の保護者や市民の方からご意見をいただきながら、保育整備計画の策定に向けて継続して検討しているところです。

本報告は、第 1 回定例会以降の検討状況と今後の取組について報告するものです。

### 1

#### 保護者・市民の理解の促進のための取組について

##### (1) 直接的な意見の聞き取り

名称	内容	開催日（平成 29 年）	会場	参加者
公立保育園民営化の方針に係る保護者懇談会	計画（素案）と矢川保育園の民営化の方針について	3 月 26 日（日）	矢川保育園	17 人
国立市保育整備計画（素案）市民の意見を聞く会	計画（素案）と矢川保育園の民営化の方針について	5 月 14 日（日）	国立市役所	9 人
		5 月 21 日（日）	国立市役所	7 人
		5 月 28 日（日）	くにたち北市民プラザ	4 人
		6 月 1 日（木）	くにたち南市民プラザ	3 人
矢川保育園巡回相談会	矢川保育園の民営化の方針について	4 月 25 日（火）	矢川保育園	1 人
		5 月 8 日（月）		0 人
		5 月 11 日（木）		1 人

名称	内容	開催日（平成29年）	会場	参加者
矢川保育園保護者会役員との定期的な意見交換会	矢川保育園民営化に係る今後の進め方について	4月19日（水）	国立市役所	4人
		5月13日（土）	富士見台地域	10人
		6月10日（土）	防災センター	10人
矢川保育園各クラス懇談会における意見交換会	矢川保育園民営化の方針について	5月10日（水）	矢川保育園（3歳児）	20人
		5月12日（金）	矢川保育園（5歳児）	15人
		5月16日（火）	矢川保育園（0歳児）	9人
		5月23日（火）	矢川保育園（4歳児）	16人
		5月27日（土）	矢川保育園（1歳児）	14人
		6月3日（土）	矢川保育園（2歳児）	17人

## （2）間接的な意見の聞き取り

項目	内容	期間（平成29年）		設置場所等	提出人数
計画（素案）に対するパブリックコメントの実施	計画（素案）に対する意見募集	3月16日（木）から 4月14日（金）まで （30日間）		市役所、図書館、公民館、市民プラザ（北・南）、公立保育園4園及び市ホームページ	9人
保護者の声意見箱の設置	懇談会等に参加が難しい保護者の意見を継続的に把握するため、公立保育園全園に意見箱を設置	<矢川保育園> 4月10日（月） から設置中	<他の保育園> 5月1日（月） から設置中	公立保育園全園	9人 6月5日時点
保育園民営化通信の発行	懇談会等でいただいた意見や検討内容の共有を目的とした保育園民営化通信の発行及びアンケートの同時実施による保護者の意向の把握	随時発行中 ※第5号～第9号		保育園を通じて公立保育園保護者に配付及び市ホームページに掲載	—

### (3) 庁内検討の状況

名称	内容	回	開催日（平成29年）
(仮称) 国立市保育整備計画策定庁内検討会	●計画（素案）に対する保護者・市民の意見反映の検討	第8回	4月24日（月）
		第9回	5月26日（金）
(仮称) 国立市保育整備計画策定庁内検討部会	●計画（素案）に対する保護者・市民の意見反映の検討	第9回	4月24日（月）
		第10回	5月10日（水）
		第11回	5月24日（水）

## 2

### 計画（素案）に対する保護者・市民から寄せられた主な意見について

#### (1) 保育士の入れ替わりが最大の不安要素（子ども・保護者への心理的影響と保護者との関係性への不安）

- ◆ 保育士の先生が変わってしまうことが一番の不安要素である。
- ◆ 民営化によって保育士が変わると、早い段階で他園に転園する家庭もあり、友達も入れ替わる可能性がある中では、子どもたちへの影響が心配である。
- ◆ 保護者としても、これまで築いてきた保育士との信頼関係を失い、また一から作っていかなければならない。
- ◆ 5歳児は卒園の年に保育士が変わることになり、保育士との良い関係を築けないうまま卒園となるかもしれない。
- ◆ 卒園後にも気軽に戻ってこられる場所がなくなってしまう。

#### (2) 民営化後もこれまでの保育の継承（保育士が入れ替わることがない安心感）

- ◆ これまでの矢川保育園の運営方針が引き継がれていくのか心配である。
- ◆ 保育士には保育現場で仕事をしてほしい。
- ◆ 民営化で保育士が少なくなるようなことがないようにしてほしい。
- ◆ 民営化がダメというより、これまで何十年と引き継いできたこれまでの保育をなくさないでほしい。

#### (3) 社会福祉法人への移管による保育の質の低下や関係性構築への不安（全国的な保育士不足の懸念）

- ◆ 民営化によって、保育の質が低下しないか心配である。私立保育園が適正な運営をしているかどうかを、市はどのように確認しているのか。
- ◆ 保育士不足が言われているなか、移管先が保育士を確保できるのか心配である。

#### (4) これまでの保育を継承した安定的な保育への期待（公益財団法人や社会福祉事業団（以下「財団法人等」という。）の設立）

- ◆ 計画(素案)で示された社会福祉法人ではなく、財団法人等への移管であれば保育士が変わらないと聞いている。保育士が変わらないことは、子どもたちや保護者にとって最大のメリットであると思う。
- ◆ 今回、矢川保育園の民営化について、社会福祉法人ではなく財団法人等で行うことは可能か。
- ◆ そもそも市のいう財団法人等とは何か。
- ◆ 財団法人等の方式について、市と財団法人等の職員が混在して保育を行ったときに、役割の線引きのところで問題が発生しないのか。

### 3 保護者・市民からの意見を踏まえた今後の取組方針

#### (1) 今後の取組方針

1 園目の民営化については、計画（素案）において、公募により実績のある社会福祉法人に移管する手法を示し、民営化ガイドラインに沿って、保護者意見を反映させた事業者選定の仕組みと選定基準の作成、三者（保護者・事業者・市）で協議する場の創設、合同保育（引継保育）の実施などにより、これまでの保育環境の継続を担保しながら民営化する仕組みを検討してきました。

一方で、計画（素案）公表後、矢川保育園を民営化していく方針に対して保護者・市民の方から意見をいただいていた中で、子どもの環境の変化に対して最大限配慮することを念頭に、計画（素案）で示した手法と並行して、市が財団法人等を設立し、当団体に保育園を移管する、保育環境の変化がほとんどない手法についても、意見を伺いながら調査・研究を行っていく必要があると判断しました。

今後、社会福祉法人への移管の場合と財団法人等を設立し移管する場合との利点と課題点を比較考量し、人的効果及び財的效果の見込み、保育士が変わらない利点と派遣手法の課題など子どもの最善の利益の観点から総合的な検討を行っていきます。検討した結果については、国立市保育整備計画（案）として取りまとめ、平成29年第3回定例会福祉保険委員会に報告する予定です。

#### (2) 具体的な取組内容

- ◆ （仮称）国立市保育整備計画策定庁内検討会における検討の継続
- ◆ 公立保育園民営化の手法に対する保護者等の意見を聞く会の実施
- ◆ 庁内検討会での検討内容及び保護者意見の国立市保育整備計画（案）への反映